

令和7年3月11日  
土木部道路課

## 江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を 改正する条例

### 1 改正理由

道路占用料は、固定資産税評価額を算定の基礎として、特別区の  
共通基準に基づき算出された額を条例で定めている。

令和6年、3年に1度の固定資産税評価額の評価替えが行われ、  
特別区の共通基準により算出された額が見直されたため、江東区「特  
別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する。

### 2 改正概要

道路占用料は、以下のいずれかの低い額とする。

- (1) 固定資産税評価額の23区平均道路価格×使用料率×占用面積  
×修正率
- (2) 現行単価の1.2倍額

[積算例]

第二種電柱

ア  $511,605 \text{円}/\text{m}^2$  (23区平均道路価格)  $\times 0.034$   
(使用料率)  $\times 0.86 \text{m}^2$  (占用面積)  $\times 1.0$  (修正率)  
= 14,959円

イ  $14,300 \text{円}/\text{m}^2$  (現行単価)  $\times 1.2$   
= 17,160円

アとイを比較して低額のアを採用し、100円未満を切り捨て、  
14,900円とする。

### 3 改正内容

新旧対照表のとおり

### 4 施行期日

令和7年4月1日

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本	<u>9,350円</u>	法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本	<u>9,740円</u>
	第二種電柱	につき	<u>14,300円</u>	第二種電柱	につき	<u>14,900円</u>	
	第三種電柱	き1	<u>19,300円</u>	第三種電柱	き1	<u>20,100円</u>	
	第一種電話柱	年	<u>7,720円</u>	第一種電話柱	年	<u>8,690円</u>	
	第二種電話柱		<u>12,400円</u>	第二種電話柱		<u>13,900円</u>	
	第三種電話柱		<u>17,000円</u>	第三種電話柱		<u>19,100円</u>	
	その他の柱類		<u>830円</u>	その他の柱類		<u>860円</u>	
	共架電線その他	長さ	<u>83円</u>	共架電線その他	長さ	<u>86円</u>	
	上空に設ける線	1メートル		上空に設ける線	1メートル		
	地下に設ける電	ルに	<u>50円</u>	地下に設ける電	ルに	<u>52円</u>	
	線その他の線類	につき		線その他の線類	につき		
		1年			1年		
	路上に設ける変	1個	<u>8,180円</u>	路上に設ける変	1個	<u>8,520円</u>	
	圧器	につき		圧器	につき		
	き1			き1			
	年			年			
地下に設ける変	占用	<u>5,010円</u>	地下に設ける変	占用	<u>5,210円</u>		
圧器	面積		圧器	面積			
	1平方			1平方			
	メートル			メートル			
	につき			につき			
	ルに			ルに			

		つき	
		1年	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個		<u>16,700円</u>
広告塔	表示面積1平方メートルにつき		<u>23,400円</u>
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき		<u>16,700円</u>
法第3条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>190円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの	1年	<u>340円</u>

		つき	
		1年	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個		<u>17,300円</u>
広告塔	表示面積1平方メートルにつき		<u>24,600円</u>
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき		<u>17,300円</u>
法第3条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>200円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの	1年	<u>360円</u>

外径が0.07 メートル以上 0.1メートル 未満のもの	<u>500円</u>	外径が0.07 メートル以上 0.1メートル 未満のもの	<u>520円</u>
外径が0.1メ ートル以上0. 15メートル未 満のもの	<u>750円</u>	外径が0.1メ ートル以上0. 15メートル未 満のもの	<u>780円</u>
外径が0.15 メートル以上 0.2メートル 未満のもの	<u>1,000円</u>	外径が0.15 メートル以上 0.2メートル 未満のもの	<u>1,040円</u>
外径が0.2メ ートル以上0. 3メートル未 満のもの	<u>1,500円</u>	外径が0.2メ ートル以上0. 3メートル未 満のもの	<u>1,560円</u>
外径が0.3メ ートル以上0. 4メートル未 満のもの	<u>2,000円</u>	外径が0.3メ ートル以上0. 4メートル未 満のもの	<u>2,080円</u>
外径が0.4メ ートル以上0. 7メートル未 満のもの	<u>3,500円</u>	外径が0.4メ ートル以上0. 7メートル未 満のもの	<u>3,650円</u>
外径が0.7メ ートル以上1メ ートル未満のも の	<u>5,010円</u>	外径が0.7メ ートル以上1メ ートル未満のも の	<u>5,210円</u>
外径が1メート	<u>10,000円</u>	外径が1メート	<u>10,400円</u>

	ル以上のもの		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>14,800円</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>16,700円</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>11,700円</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>7,020円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>10,400円</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>230円</u>	

	ル以上のもの		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>17,300円</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>17,300円</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>12,300円</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>7,400円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>11,000円</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>240円</u>	

掲げる施設		一ト ルに つき 1日		掲げる施設		一ト ルに つき 1日						
	商品置場その他 これに類するもの	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>23,400円</u>		商品置場その他 これに類するもの	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>24,600円</u>					
道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479号。 以下 「令」と いう。)	看板(アーチ式 であるものを除く。)	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>23,400円</u>	道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479号。 以下 「令」と いう。)	看板(アーチ式 であるものを除く。)	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>24,600円</u>					
第7条 第1号 に掲げる 物件	標識	1本 につき 1年	<u>13,300円</u>	第7条 第1号 に掲げる 物件	標識	1本 につき 1年	<u>13,900円</u>					
	旗ざ お及 び幕	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	占用 面積 1平方 メートル		旗ざ お及 び幕	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	占用 面積 1平方 メートル	<u>230円</u>				<u>240円</u>

		ル 又 は 1 本 に つ き 1 日	
	その他の もの	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル 又 は 1 本 に つ き 1 年	<u>23,400円</u>
ア	一車道を横 断するもの	1 基 に つ き 1 年	<u>234,000円</u>
チ	式断するもの	1 基 に つ き 1 年	<u>117,000円</u>
工 作 物	その他の もの	1 基 に つ き 1 年	<u>117,000円</u>
令第7条第2号に掲 げる工作物		占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>16,700円</u>
(略)			

		ル 又 は 1 本 に つ き 1 日	
	その他の もの	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル 又 は 1 本 に つ き 1 年	<u>24,600円</u>
ア	一車道を横 断するもの	1 基 に つ き 1 年	<u>246,700円</u>
チ	式断するもの	1 基 に つ き 1 年	<u>123,300円</u>
工 作 物	その他の もの	1 基 に つ き 1 年	<u>123,300円</u>
令第7条第2号に掲 げる工作物		占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>17,300円</u>
(略)			

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他 の工事用施設 及び工事用材料 置場	占有面積 1平方メートル につき 1年	<u>23,400円</u>
工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	危険防止施設	1平方メートルにつき1年	<u>8,640円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>

(略)

備考 (略)

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他 の工事用施設 及び工事用材料 置場	占有面積 1平方メートル につき 1年	<u>24,600円</u>
工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	危険防止施設	1平方メートルにつき1年	<u>10,300円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>

(略)

備考 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。